

改正児童福祉法第三条の二の解釈に基づく社会的養護（狭義）（案）

2016.11.18 奥山 眞紀子

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

I. 上記の解釈について

1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」

1) 機能

(1) 一般の家族の機能

- ①明確な境界があり安全が保たれる
- ②継続的で特定な人間関係によって「心の安全基地」として機能する
- ③生活の基盤（衣食住）
- ④共有される価値がある
- ⑤発育の保障
- ⑥心身の発達の保障
- ⑦社会化の基盤、つまり社会に適応するための適切な教育がなされる場
- ⑧病んだ時の癒しの場

(2) 社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能

- ⑨子どものトラウマ体験や分離・喪失体験からの回復の場
- ⑩新たなアタッチメント対象としての関係性の構築

2) 要件

- ①一貫かつ継続した、養育能力のある、密な関係性を形成して子育てできる特定の養育者の存在
- ②境界が明確で子どもの安全が守られる場の存在
- ③特定の養育者との生活基盤の共有
- ④同居者との生活の共有、ただし、同居者は比較的固定されており、安定した同居者となっていることが必要
- ⑤生活の柔軟性 有機的で臨機応変な変化のできる営み
例：子どもの病気に柔軟に対応できるなど
- ⑥子どものニーズに合った適切なケアを提供できる

- ⑦社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重
- ⑧地域社会に存在して、子どもも養育者も地域社会に参加している
- ⑨子どもの権利を守る場になっている

2. 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」

①家庭環境では養育が困難となる問題を持つ子ども

例：それまでの育ちの中で他者への不信や家庭への怒りが強くて、一人の養育者が抱えきれず、子どもが他者や自分を傷つける危険がある場合。実親の攻撃が激しくて家庭では子どもを守り切れない危険性がある場合など。

②子ども本人が家庭環境に抵抗感が強い場合

③適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合（一時的）

3. 「できる限り良好な家庭的環境」

1) 機能

①子どもの利益を優先させた上で、できるだけ家庭と同様の機能を有する

（子どもの利益のために、一部の機能が不完全になることはあり得る）

②家庭と同様の養育環境では不利益が生じる子どもへのケアが可能であること

③そのケアが、子どもの逆境体験からの回復につながり、家庭と同様の養育環境での生活を可能にするものであること

④子どものニーズによって必要なケアがなされること

例：子どもの行動の枠組みの必要性など

⑤長期的なものではなく、ここからの自立は例外的

2) 要件

①生活の単位は、原則として家庭に近い規模であること

⇒現状では、最大で地域小規模施設の子どもの数と必要な養育者がいる規模

②個々の子どものニーズに合ったケアの提供（集団生活ゆえの規則は存在しえない）

③養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫している

④子どもの権利が保障されている

⑤そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行する

II. 現在の社会的養護システムとの整合性

1. 「家庭環境と同様の養育環境」

- 1) 特別養子縁組家庭
- 2) 普通養子縁組家庭
- 3) 親族里親家庭

- 4) 里親・専門里親家庭
- 5) 家庭型ファミリーホーム…すべて里親登録を原則とする
 - ①里親型ファミリーホーム
 - ②独立自営型ファミリーホーム
 - ③法人型ファミリーホームで本体施設がないか、あっても離れた地域で夫婦が同居して営んでいる場合で、人事異動は想定されていない場合

2. 「できる限り良好な家庭的環境」

- 1) 上記1. 以外全ての社会的養育（全ての児童福祉施設と一部のファミリーホーム）が含まれる

- 2) 施設の機能

「できる限り良好な家庭的環境」を提供される子どもは実家庭においての傷つきが大きいいため施設には以下の機能も求められる。

- ①ファミリーソーシャルワークとして、子どもの家族への葛藤へのケア、実家族への支援、子どもと実家族の関係性構築の支援、市町村との連携などを行う機能
- ②委託一時保護による一時保護機能（乳児院、一部の養護施設）
- ③実家庭への復帰や家庭と同様の養育環境に移行する場合の、移行期のケア、および社会的養護からの自立へのケアの提供
- ④市町村と連携した在宅支援機能や通所機能

III. 社会的養護（狭義）システムについて早急に行うべきこと

1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を基礎とすることの確認
2. 養親、里親になる（登録される）基準（適格性の判断）の作成
3. 養子縁組推進方法の提示
 - ①養育費の問題等について検討
 - ②支援について
4. 「里親」の名称変更
5. 社会的養護を職業とする里親・ファミリーホームの創設の検討
 - ① 職業里親：夫婦とも専業の里親
 - ② 独立自営型ファミリーホームで夫婦が専業養育者
 - ③ 法人型ファミリーホームで夫婦が専業養育者

⇒これらの専業養育者は高度専門里親とみなして、一定期間の里親等の経験と特別な研修を受けることが必要と考えられる。
6. 全ての児童福祉施設が「できる限り良好な家庭的環境」の要件を満すための施策のあり方を提示
7. 子どものニーズに合わせたケアとそれによる施設類型の基準を再検討する

8. 社会的養護全体（里親、養親、施設）の養育においては、子どもの発達支援、特に、トラウマやアタッチメントの問題を持った子どもへのケア、実家族の喪失に配慮したケア、子どもの自分史や家族観(家族への認知・感情等)の整理含むケアが必要であり、それが可能となる研修を構築することが急務。

以上